

第100期 決算公告

2020年6月23日

札幌市中央区大通西4丁目1番地
株式会社 北海道銀行
取締役頭取 笹原晶博

貸借対照表（2020年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	942,323	預	4,923,025
現預け	73,395	当座預	291,753
商品有価証券	868,928	普通預	3,147,509
商品国債	2,722	貯蓄預	72,543
商品地方債	659	定期預	7,361
金銭の信託券	2,063	定期積	1,356,514
有価証券	9,265	その他の預	11,081
国地社株	649,217	譲渡性預	36,261
その他の方	146,714	債券貸借取引受入担保金	4,200
その他	178,267	借用	9,398
その他	152,484	借入	274,600
その他	57,195	外國為替預	274,600
貸出	114,556	国外為替預	65
割引手形書	3,762,756	売外國為替預	21
手形貸付	9,584	未渡払外國為替預	0
貸付	118,602	未払外國為替債	43
預金	3,163,858	その他の未払法	37,739
預金	470,710	人費	491
預金	9,174	前払受	3,173
預金	9,022	給付	1,598
預金	152	補助	1
預金	76,957	填入	1,960
預金	291	備品	103
預金	3,770	金融商品等受入担保金	1,089
預金	2,330	リース債務	73
預金	2,125	資産除	29,248
預金	55,000	去債	2,213
預金	13,439	その他の負債	93
預金	28,038	退職給付引当金	321
預金	11,661	役員退職慰労引当金	504
預金	14,638	偶発損失引当金	支払承諾
預金	761	26,674	
建設仮勘定	39	負債の部合計	5,278,836
その他の有形固定資産	937	(純資産の部)	
無形固定資産	3,378	資本	93,524
ソフトウエア	2,733	資本	16,795
リース資産	320	資本	16,795
その他の無形固定資産	324	利益	98,929
繰延税金資産	6,830	利益	9,720
支払承諾	26,674	利益	89,209
貸倒引当金	△ 20,732	繰越利益	89,209
		株主資本合計	209,248
		その他有価証券評価差額金	8,522
		評価・換算差額等合計	8,522
資産の部合計	5,496,607	純資産の部合計	217,771
		負債及び純資産の部合計	5,496,607

損益計算書〔2019年4月1日から
2020年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常 収 益	74,982
資本金 運用 収益	50,819
貸出金 利息	41,378
有価証券 利息	9,024
コ一ル口 利息	△ 10
買預金 現利	△ 4
その他の現利	270
役務受入 利益	161
役務受入 利益	15,907
役務受入 利益	4,690
その他の役務受入 利益	11,217
その他 利益	4,471
外國債券 利益	222
外國債券 利益	4,072
外國債券 利益	128
外國債券 利益	48
その他の外債 利益	3,784
債権却戻式 利益	4
その他の債権却戻式 利益	2,873
その他 利益	906
常 費	61,218
資本金 調達費	685
預金 利用料	306
譲渡性預金 利用料	1
コ一ルマネー 利用料	△ 0
債券貸借取引 利用料	370
借用金 利用料	0
その他の支払 利用料	6
役務受支 利用料	9,907
役務受支 利用料	833
その他の役務受支 利用料	9,074
その他 利用料	614
商品有価証券 買却	21
商国債券 利用料	345
商国債券 利用料	246
常 営	40,212
その他の業他経常費用	9,799
貸倒引当金 繰入	2,556
貸株式等の売却	1
株主金の他信託の償却	2,924
その他の倒出等の償却	1,983
その他の倒出等の償却	10
常 別	2,322
特 別	13,764
固 定	2
固 定	194
減税引前税額	50
法人税額	144
法 人	13,572
法 人	3,242
法 人	736
法 当 期	3,979
法 当 期	9,592

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち株式については原則として決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については原則として決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1)と同じ方法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：6年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引

「無形固定資産」中のリース資産は上記（2）無形固定資産と同様に償却しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のな書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で非保全額又は与信額が一定金額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,108百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度については、2012年5月11日開催の取締役会で廃止することを決定し、2012年6月26日開催の定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。

これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は2012年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度等に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによる会計処理、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（親会社株式を除く） 3,292 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,319 百万円、延滞債権額は 46,687 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 56 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 8,629 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 56,693 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,584 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	141,731 百万円
貸出金	234,939 百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,676 百万円
債券貸借取引受入担保金	9,398 百万円
借用金	274,600 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 2,006 百万円、為替決済差入担保金 55,000 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には保証金 2,556 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,070,220 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,035,431 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 42,735 百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 998 百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 140,064 百万円であります。

12. 1 株当たりの純資産額 348 円 15 銭

13. 関係会社に対する金銭債権総額 33 百万円

14. 関係会社に対する金銭債務総額 3,415 百万円

15. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剩余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剩余金の配当により減少する剩余金の額を5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剩余金の配当はありません。

16. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、8.76%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	500 百万円
役務取引等に係る収益総額	98 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	185 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役務取引等に係る費用総額	1,423 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	861 百万円

2. 1株当たりの当期純利益金額

19 円 71 銭

3. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 関連当事者との取引

(子会社等)

属性	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	道銀カード株式会社	クレジットカード業務 信用保証業務	所有直接 100.00	役員の兼任	配当金の受取	500	—	—
					債務保証(注1)	1,086,850	—	—
					保証料の支払(注1)	1,227	未払費用	104
					代位弁済(注2)	1,597	—	—

(注) 1. 道銀カード株式会社より当行の各種ローンに対して保証を受けております。なお、保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、被保証の保証条件は信用リスク等を勘案し、両者協議の上決定しております。

2. 上記債務保証に関する、各種ローン債務者が債務弁済の履行が困難になった場合には、道銀カード株式会社との契約に従い、同社から代位弁済を受けております。代位弁済の履行条件については、他の保証会社の事例等を参考にして、両者協議の上決定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」、「商品地方債」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2020年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△27

2. 満期保有目的の債券（2020年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	60,002	69,655	9,652
	社債	118,983	119,803	819
	小計	178,986	189,458	10,471
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	20,784	20,689	△95
	小計	20,784	20,689	△95
合計		199,771	210,147	10,376

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2020年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	2,527
関連法人等株式	—
合 計	2,527

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

4. その他有価証券（2020年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	33,567	14,292	19,274
	債券	140,865	139,491	1,373
	国債	70,724	70,038	686
	地方債	59,044	58,529	515
	社債	11,095	10,924	171
	その他	51,973	49,863	2,110
	外国証券	26,374	25,531	843
	その他	25,598	24,331	1,266
	小計	226,405	203,647	22,758
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	12,753	13,973	△1,220
	債券	136,829	137,296	△467
	国債	15,986	16,005	△18
	地方債	119,222	119,667	△445
	社債	1,620	1,623	△3
	その他	62,579	71,623	△9,043
	外国証券	6,445	6,501	△56
	その他	56,134	65,121	△8,986
	小計	212,162	222,893	△10,730
合 計		438,567	426,540	12,027

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	8,350
非上場外国証券	0
合計	8,351

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

尚、当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	32,895	2,227	2,283
債券	59,264	358	66
国債	23,117	113	44
地方債	34,602	237	22
社債	1,544	7	—
その他	159,916	4,359	920
外国証券	123,839	2,750	67
その他	36,077	1,608	853
合 計	252,076	6,945	3,270

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は2,229百万円（うち株式1,982百万円、社債246百万円）であります。

また、「減損処理」は、資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおりとしております。

破綻先、実質破綻先、 破綻懸念先、要注意先	株式は時価が取得原価に比べ下落、債券は時価が取得原価に比べ 30%超下落
正常先	時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50% 未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者であり、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（2020年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	9,265	6

2. 満期保有目的の金銭の信託（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	8,765	百万円
退職給付引当金	2,994	
有価証券評価損否認額	1,041	
減価償却損金算入限度超過額	431	
未払事業税	162	
その他	1,517	
繰延税金資産小計	14,912	
評価性引当額	△2,817	
繰延税金資産合計	12,095	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,504	
退職給付信託	1,616	
その他	143	
繰延税金負債合計	5,264	
繰延税金資産の純額	6,830	百万円